

2008年1月30日
北海道ガス株式会社

北見市における特別管理路線の設定および 安全対策の追加実施について

現在、当社ではガス漏れ事故再発防止対策の一つとして、北見市内の「ねずみ鋳鉄管」入れ替えを進めておりますが、昨年末に実施したガス導管工事において、北見市から引き継いだ導管図情報に基づき、他の管種として管理してきたガス導管の路線上に、「ねずみ鋳鉄管」と思われるガス導管があることが2箇所確認されました。

管体の組織鑑定等による管種特定を行った結果、当該導管が「ねずみ鋳鉄管」であるとの判断に至り、同様の事例の可能性のある路線の抽出作業、安全対策の追加実施について検討を行ってまいりました。

これらを踏まえ当社では、事故再発防止に万全を期すため、「ねずみ鋳鉄管」の可能性のある路線（昭和44年以前に竣工した口径が75mm以上の導管）と、追加的に調査が必要と考えられる路線（昭和45～47年に竣工した口径が75mm以上の導管）を「特別管理路線」と位置づけ、試験掘削や組織鑑定を実施し、管種の確認を行うことといたしました。

また、北見市民の皆さまにご安心いただけますよう、当該路線における自主的な冬期漏えい検査の実施、沿線のお宅へのガス警報器無償貸し出し等、これまでの「ねずみ鋳鉄管」埋設路線の管理と同様の安全対策を講じてまいります。

以上につきましては、1月25日、28日および29日に北海道産業保安監督部ならびに経済産業省原子力安全・保安院への報告を行っておりますが、本日付で経済産業省原子力安全・保安院長より、北見市内のガス管種の再調査の実施、管種が判明するまでの安全確保、ねずみ鋳鉄管であると判明した場合の入れ替え工事の実施等についての指示、また北海道産業保安監督部長より、あらためてこのたびの管種の相違発見以降の詳細な経緯と今後の対策に関する報告徴収の指示が発せられたところです。

当社としましては、ガス導管情報の引継ぎを受けた北見市への確認をあらためて行うとともに、このたびの国からの指示を十分に踏まえ、引き続き事故再発防止対策の着実な推進、市民の皆さまの安全・安心の確保に全社をあげて取り組んでまいりますので、何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

【管種の相違が発見された箇所】

南仲町 1 丁目（発見日 2007 年 12 月 11 日）

埋設年：昭和 44 年、口径：200mm、導管図情報での登録管種：ダクティル鑄鉄管

北 2 条東 4 丁目（発見日 2007 年 12 月 14 日）

埋設年：昭和 39 年、口径：100mm、導管図情報での登録管種：白ガス管

【当社で確認している事項】

北見市から引き継いだ導管図情報のうち「ねずみ鑄鉄管」の表記が存在する最終年は昭和 43 年でした。

昨年の北見市での本支管工事において、口径 75mm 以上の既設ガス導管に関わる工事を 430 箇所で行いましたが、導管図情報と異なり「ねずみ鑄鉄管」が発見されたのは前述の 2 箇所（昭和 44 年竣工 昭和 39 年竣工）のみでした。

鑄鉄管メーカー各社に確認した結果、ねずみ鑄鉄管の製造最終年は昭和 45 年でした。

【特別管理路線の対象範囲】

前述の情報より「ねずみ鑄鉄管」の可能性のある路線（昭和 44 年以前に竣工したガス導管で口径が 75mm 以上 総延長数：約 4.7km）と、「ねずみ鑄鉄管」の可能性は極めて低いと思われるものの、さらに安全確保に万全を期するために追加的に調査が必要と考えられる路線（昭和 45～47 年に竣工したガス導管で口径が 75mm 以上 総延長数：約 3.3km）を特別管理路線とします。

昨年の工事機会で「ねずみ鑄鉄管」でないことがすでに確認できている路線は除く

【特別管理路線における対策】

冬期自主漏えい検査の実施

特別管理路線の漏えい検査を行うこととし、これまでの「ねずみ鑄鉄管」路線の管理と同様に、本年 2 月から 4 月上旬まで、ボーリング調査とマンホール調査を実施します。

ガス警報器の無償貸し出し

特別管理路線沿線の都市ガスをお使いでない皆さまに、天然ガス転換が完了するまでの間、ガス警報器を無償で貸し出します。（都市ガスをお使いのお客さまにはすでに無償貸し出しを実施しております）

管種確認調査（試験掘削）の実施

特別管理路線については、本年 3 月から 4 月にかけて試験掘削調査を実施し、埋設管種の確認を行います。

入れ替え工事

調査の結果、特別管理路線において「ねずみ鋳鉄管」であると判断した路線については、残存している「ねずみ鋳鉄管」とあわせ、当初の計画通り今年の秋までに入れ替え等の対策を完了させます。また、入れ替え等の対策が完了するまでの間、12 ヶ月に 2 回の頻度で漏えい検査を実施します。

【特別管理路線沿線にお住まいの皆さまへの周知対応について】

特別管理路線沿線のお宅への周知は、あらためて町内会さまを通じて、安全対策の実施のお知らせとご協力をお願いをすることで対応いたします。

以上